

## 加須市地域防災計画（震災対策編）改訂（案）の概略

### 1 加須市地域防災計画の概要

加須市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、加須市域に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策、災害復旧への対応について定めるとともに、平常時から、加須市、関係機関及び市民が総力を結集し、災害に強い防災のまちづくりに努め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とします。

地域防災計画は、震災対策編及び風水害対策編を平成 25 年 3 月に初版を発行し、必要に応じて適時見直しを行っており、令和 3 年 8 月には風水害対策編を改訂し、今回、震災対策編と第 1 章総論を改訂します。

### 2 現行の震災対策編の概要

『震災対策編』は、地震災害に対する基本的な対応策について、平時から発災後の応急、復旧対策及び東海地震、火山噴火降灰対策について、次の構成で定めたものです。

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 震災予防計画 … 平時に実施する計画
- 第 3 章 震災応急対策計画 … 防御又は応急救助、災害の拡大防止への計画
- 第 4 章 震災復旧対策計画 … 施設の復旧と再発防止への計画
- 第 5 章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画 … 東海地震対策への計画
- 第 6 章 火山噴火降灰対策計画 … 火山噴火に伴う降灰対策への計画

### 3 震災対策編改訂の方向性

震災対策編の改訂にあたっては、次の内容に主眼を置き作業を進めます。

#### （1）改訂の体系

現計画に掲載されている対策の順番が、発災後に想定される事象への対応順でないため、時系列に整理するとともに、風水害対策編と同様に、職員の体制及び役割を示す第 3 章震災対応体制と市民の自助・共助を促す第 6 章市民の行動を追加し、第 7 章は、気象庁の対策を反映するため内容の変更をし、現行の第 6 章から第 8 章へ変更し次のとおりの体系とします。

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 震災予防計画
- 第 3 章 震災対応体制計画 … 災害警戒本部、災害対策本部、総合支所本部の体制
- 第 4 章 震災初動対応計画 … 初動期間の発災直後から 3 日目までの対策
- 第 5 章 震災応急・復旧計画 … 4 日以降の対策（概ね 1 か月後）
- 第 6 章 市民の行動 … 平時からの対策と震災後における対応
- 第 7 章 南海トラフ地震に関する対応措置計画
- 第 8 章 火山噴火降灰対策計画

## (2) 改訂の内容

- ア 激甚化する大規模震災に対し、適時・的確に対応するため、発災後に想定される事象を時系列に整理します。
- イ 過去の地震では震度4では、建物等の被害は、軽微な事例はあるものの、早急に修繕しなければならない事案は無いことから、震度4の配備体制を見直すとともに、過去の地震時の被害状況を精査し、震度5弱・5強・6弱での配備体制を見直します。
- ウ 現計画では、本部員が担当する災害対策が明確ではないことから、本部員の責務として担当する災害対策を明確にし、対応にあたります。
- エ 発災直後の被災状況の早期収集が、その後の災害対応の迅速かつ的確な対応への成否を分けることから、実効性のある被災情報の収集・分析の体制を構築します。
- オ 台風第19号検証報告書でも避難所の名称が複数あり、分かりづらいとの課題があったことから、避難場所の名称と役割を見直します。
- カ 災害対策基本法の改正を受け、避難情報の変更及び災害時要援護者への個別計画の作成の推進を図ることを明記します。
- キ 震災の直後の混乱期にも、各班がとるべき初動対応を、タイムラインとしてまとめ、計画に盛り込みます。
- ク 新型コロナウイルス感染症等の感染症への対応を追加します。